

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月30日（令和7年（行情）諮問第129号ないし同第140号）

答申日：令和8年6月12日（令和8年度（行情）答申第213号ないし同第224号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる12文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書12」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年12月27日付け防官文第20126号ないし同第20137号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分12」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 諮問第129号（原処分1関係）

原処分1に係る開示請求は、別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる26文書を特定し、平成24年7月2日付け防官文第8975号により、法5条3号に該当する部分、欧州及びアフリカに関する情報資料並びに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分1」という。）を行った。

先行処分1を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分1において開示した文書に加え本件対象文書1を特定し、本件対象文書1は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20126号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分1）を行った。

諮問第129号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

(2) 諮問第130号（原処分2関係）

原処分2に係る開示請求は、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる32文書を特定し、平成24年7月30日付け防官文第10106号により、法5条3号に該当する部分、欧州及びアフリカに関する情報資料並びに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分2」という。）を行った。

先行処分2を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分2において開示した文書に加え本件対象文書2を特定し、本件対象文書2は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20127号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第130号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

(3) 諮問第131号（原処分3関係）

原処分3に係る開示請求は、別紙の1（3）に掲げる文書（以下「本件請求文書3」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる46文書を特定し、平成24年9月7日付け防官文第12001号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分3」という。）を行った。

先行処分3を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分3において開示した文書に加え本件対象文書3を特定し、本件対象文書3は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20128号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分3）を行った。

諮問第131号の前提となる審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

(4) 諮問第132号（原処分4関係）

原処分4に係る開示請求は、別紙の1（4）に掲げる文書（以下「本件請求文書4」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる56文書を特定し、平成24年10月1日付け防官文第13042号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分4」という。）を行った。

先行処分4を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分4において開示した文書に加え本件対象文書4を特定し、本件対象文書4は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20129号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第132号の前提となる審査請求は、原処分4に対して提起されたものである。

(5) 諮問第133号（原処分5関係）

原処分5に係る開示請求は、別紙の1（5）に掲げる文書（以下「本

件請求文書5」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙(略)に掲げる59文書を特定し、平成24年11月2日付け防官文第14529号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分5」という。)を行った。

先行処分5を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分5において開示した文書に加え本件対象文書5を特定し、本件対象文書5は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20130号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分(原処分5)を行った。

諮問第133号の前提となる審査請求は、原処分5に対して提起されたものである。

(6) 諮問第134号(原処分6関係)

原処分6に係る開示請求は、別紙の1(6)に掲げる文書(以下「本件請求文書6」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙(略)に掲げる46文書を特定し、平成24年11月30日付け防官文第15578号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分6」という。)を行った。

先行処分6を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分6において開示した文書に加え本件対象文書6を特定し、本件対象文書6は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20131号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分(原処分6)を行った。

諮問第134号の前提となる審査請求は、原処分6に対して提起されたものである。

(7) 諮問第135号(原処分7関係)

原処分7に係る開示請求は、別紙の1(7)に掲げる文書(以下「本件請求文書7」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙(略)に掲げる46文書を特定し、平成24年12月27日付け防官文第16846号により、法5条3号に該当する部分、欧州及びアフリカに関する情報資料並びに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分7」という。)を行った。

先行処分7を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分7において開示した文書に加え本件対象文書7を特定し、本件対象文書7は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日

付け防官文第20132号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分7）を行った。

諮問第135号の前提となる審査請求は、原処分7に対して提起されたものである。

(8) 諮問第136号（原処分8関係）

原処分8に係る開示請求は、別紙の1（8）に掲げる文書（以下「本件請求文書8」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる46文書を特定し、平成25年1月29日付け防官文第932号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分8」という。）を行った。

先行処分8を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分8において開示した文書に加え本件対象文書8を特定し、本件対象文書8は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20133号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分8）を行った。

諮問第136号の前提となる審査請求は、原処分8に対して提起されたものである。

(9) 諮問第137号（原処分9関係）

原処分9に係る開示請求は、別紙の1（9）に掲げる文書（以下「本件請求文書9」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる25文書を特定し、平成25年3月5日付け防官文第2826号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分9」という。）を行った。

先行処分9を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分9において開示した文書に加え本件対象文書9を特定し、本件対象文書9は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20134号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分9）を行った。

諮問第137号の前提となる審査請求は、原処分9に対して提起されたものである。

(10) 諮問第138号（原処分10関係）

原処分10に係る開示請求は、別紙の1（10）に掲げる文書（以下「本件請求文書10」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる30文書を特定し、平成25年3月29日付け防官文第4719号により、法5条3号に該当する部分、アフリカ及びその他の地域に関する情報資料並びに「当

該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分10」という。）を行った。

先行処分10を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分10において開示した文書に加え本件対象文書10を特定し、本件対象文書10は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20135号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分10）を行った。

諮問第138号の前提となる審査請求は、原処分10に対して提起されたものである。

(11) 諮問第139号（原処分11関係）

原処分11に係る開示請求は、別紙の1（11）に掲げる文書（以下「本件請求文書11」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる31文書を特定し、平成25年4月30日付け防官文第6035号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分11」という。）を行った。

先行処分11を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分11において開示した文書に加え本件対象文書11を特定し、本件対象文書11は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20136号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分11）を行った。

諮問第139号の前提となる審査請求は、原処分11に対して提起されたものである。

(12) 諮問第140号（原処分12関係）

原処分12に係る開示請求は、別紙の1（12）に掲げる文書（以下「本件請求文書12」といい、本件請求文書1ないし本件請求文書11と併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる26文書を特定し、平成25年5月31日付け防官文第7737号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分12」という。）を行った。

先行処分12を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分12において開示した文書に加え本件対象文書12を特定し、本件対象文書12は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20137号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分12）を行った。

諮問第140号の前提となる審査請求は、原処分12に対して提起されたものである。

(13) 諮問第129号ないし同第140号

なお、原処分に対する審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について（諮問第129号ないし同第140号）

本件対象文書の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について（諮問第129号ないし同第140号）

審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、その全てが同条3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| ① 令和7年1月30日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第129号ないし同第140号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年2月14日 | 審議（同上） |
| ④ 令和8年6月5日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（同上） |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書の全部を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の2のとおり説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、本件対象文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集・分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

3 付言

本件は、各審査請求から諮問までにいずれも約6年が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第129号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年4月分)及び当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第130号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年5月分)及び当該記事一覧。

(3) 本件請求文書3 (諮問第131号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年6月分)及び当該記事一覧。

(4) 本件請求文書4 (諮問第132号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年7月分)及び当該記事一覧。

(5) 本件請求文書5 (諮問第133号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年8月分)及び当該記事一覧。

(6) 本件請求文書6 (諮問第134号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年9月分)及び当該記事一覧。

(7) 本件請求文書7 (諮問第135号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年10月分)及び当該記事一覧。

(8) 本件請求文書8 (諮問第136号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年11月分)及び当該記事一覧。

(9) 本件請求文書9 (諮問第137号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年12月分)及び当該記事一覧。

(10) 本件請求文書10 (諮問第138号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年1月分)及び当該記事一覧。

(11) 本件請求文書11 (諮問第139号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年2月分)及び当該記事一覧。

(12) 本件請求文書12 (諮問第140号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年3月分)及び当該記事一覧。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1 (諮問第129号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年4月分)に係る行政文書のうち、先行処分1により開示決定した以外の文書

(2) 本件対象文書2 (諮問第130号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年5月分)に係る行政文書のうち、先行処分2により開示決定した以外の文書

(3) 本件対象文書3 (諮問第131号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年6月分)に係る行政文書のうち、先行処分3により開示決定した以外の文書

(4) 本件対象文書4 (諮問第132号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年7月分)に係る行政文書のうち、先行処分4により開示決定した以外の文書

(5) 本件対象文書5 (諮問第133号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年8月分)に係る行政文書のうち、先行処分5により開示決定した以外の文書

(6) 本件対象文書6 (諮問第134号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年9月分)に係る行政文書のうち、先行処分6により開示決定した以外の文書

(7) 本件対象文書7 (諮問第135号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年10月分)に係る行政文書のうち、先行処分7により開示決定した以外の文書

(8) 本件対象文書8 (諮問第136号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年11月分)に係る行政文書のうち、先行処分8により開示決定した以外の文書

(9) 本件対象文書9 (諮問第137号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2012年12月分)に係る行政文書のうち、先行処分9より開示決定した以外の文書

(10) 本件対象文書10 (諮問第138号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年1月分)に係る行政文書のうち、先行処分10により開示決定した以外の文書

(11) 本件対象文書11 (諮問第139号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年2月分)に係る行政文書のうち、先行処分11により開示決定した以外の文書

(12) 本件対象文書12 (諮問第140号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年3月分)に係る行政文書のうち、先行処分12により開示決定した以外の文書